

ユニバーサルデザイングッズ等の貸出要領

1 目的

県が、県民にユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）に係るグッズ等を貸し出すことにより、県民がUDグッズを体験するなどの学習を通じて、UDの考え方や必要性を広く知っていただき、もって一人一人の人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。

2 貸出物品

貸出しする物品は、次に掲げるもの（以下「UDグッズ等」という。）とする。

- (1) UDグッズ（別紙1に掲げるもの）
- (2) 説明パネル（別紙2に掲げるもの）

3 申込方法等

- (1) UDグッズ等の借用を希望する者（以下「借用者」という。）は、事前に借用申込書に必要事項を記入し、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で県に提出する。
- (2) 県は、借用申込があった場合、借用者に対してUDグッズ等を貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申込があった場合は先着順とする。

4 貸出期間

借用者の希望を優先する。ただし、長期間の貸出により、他の申込者と期間が重複するなどの場合は県において調整する。

5 費用

借用料は、無料とする。ただし、郵送等で返却する場合の費用は申込者が負担する。

6 貸出中の管理等

- (1) 借用者は、UDグッズ等を常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。
- (2) 故障、破損、紛失等させた場合には、借用者の負担においてこれを補償し、または修理の上返却するものとする。

7 責任

UDグッズ等の使用により借用者が受けた被害、または借用者が第三者に与えた損害に対しては、県は一切その責めを負わない。

9 その他

この要領に定めのない事項については、その都度協議することとする。